佐賀県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道 路

の区域を次のとおり変更する。

供する。 十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に その区域を表示した図面は、平成二十一年六月十二日から平成二十一年七月

平成二十一年六月十二日

佐賀県知事 古 Ш

康

の 種 類		
	道	
	路	
	o	
·	X	
	域	

山崎町切線	及び路線名	各 D 重	
二四番一地先書 唐津市相知町E 唐津市相知町E	二四番一地先ま 唐津市相知町E 唐津市相知町E	X	道
四番一地先まで温津市相知町田頭字岸ノ下ニー地先から津市相知町湯屋字本谷九八津市相知町湯屋字本谷九八	一地先まで相知町田頭字岸ノ下二先から	間	路 の
前	後	後 変 別 前	
- 六 六 ・ 三 三	七 · 六 二 三	メートル	区
三五九・四	三五九・三	メ リ ト ル 長	域